

群馬大学社会情報学部情報システム推進委員会内規

平成20年11月19日 制定
改正 平成23年4月1日
平成27年4月1日
平成28年4月1日

(設置)

第1条 群馬大学社会情報学部に、群馬大学社会情報学部情報システム推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報セキュリティに関すること。
- (2) 情報環境整備計画の立案及び検証に関すること。
- (3) 機器の管理運用に関すること。
- (4) 情報システム等の開発、分析、情報収集及び提供に関すること。
- (5) 利用者に対する講習及び技術指導に関すること。
- (6) その他情報システムの推進に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教授会で選出された教員 1人
- (2) 学科から選出された教員 2人
- (3) 助手 1人

(任期)

第4条 前条の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員3人以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務部において処理する。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この内規は、平成20年11月19日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。